

しみずデータ伝送サービス利用規定（AnserDATAPORT 方式）

1. サービス内容

- (1) 「しみずデータ伝送サービス（AnserDATAPORT）」（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の申込手続を完了した契約者（以下「契約者」といいます。）のコンピュータ、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン等」といいます。）と当行のコンピュータを株式会社N T TデータのAnserDATAPORT センター（以下「ADPセンター」といいます。）経由で接続して、次項に規定するデータ伝送サービスを利用することができるサービスをいいます。
- (2) 本サービスでは、契約者からの依頼内容に基づき、次の取引を取扱います。
- ① 契約者が指定した口座（以下「契約口座」といいます。）から依頼金額を引落しのうえ、総合振込、給与振込、賞与振込を行う取引。
 - ② 口座振替により預金者から引落した金額を契約口座に入金する取引。
 - ③ その他当行が定める取引。
- (3) 契約者は、本サービスの利用に際し「ADPセンター」と接続する場合には、株式会社N T Tデータが提供する「Connecure」（閉域ネットワーク）または「LGWAN」（総合行政ネットワーク）および株式会社N T Tデータが提供する「pufure」を利用するものとします。
- (4) 本サービスを利用するうえで必要なパソコン等、ソフトウェア、前項に規定する通信回線等の利用環境は、契約者が用意するものとし、それらに関する費用および通信費用は契約者が負担するものとします。
- (5) 本サービスで利用することのできる口座の科目・種類等は当行所定のものに限りします。
- (6) 本サービスの利用日・利用時間は、当行所定の営業日・営業時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。
- なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスの提供を一時停止または中止することがあります。
- (7) 本サービスで利用するデータは、当行所定の仕様とします。
- (8) 契約者は、この規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 本人確認等

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、事前に当行所定の方法により、パスワード、ファイルアクセスキー、照合識別コード（以下、これらを総称して「パスワード等」といいます。）を届け出るものとします。
- また、「ADPセンター」と「Connecure」を利用して接続する契約者が、当行所定の取引をする場合には「Connecure」のIPアドレスを届け出るものとします。
- (2) 契約者が、本サービスを利用して1.(2)の各号に規定する取引をする場合は、契約者のパソコン等からパスワード等を当行のコンピュータに送信するものとします。当行は送信されたパスワード等と当行に登録されたパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。
- ① 契約者の有効な意思による申込であること。
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 当行が、前項の確認をしたうえで、取扱った取引に関して、パスワード等の不正使用その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) パスワード等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。また、パスワード等を失念したり、他人に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、すみやかに当行に届け出てください。なお、当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 契約者が当行に送信したパスワード等が、当行に登録されたパスワード等と一致しないことを当



行が当行所定の回数連続して確認した場合には、当行は本サービスの取扱いを停止することができるものとします。

3. 総合振込の取扱い

- (1) 契約者は、本サービスを利用して、契約者が指定した日に複数の受取人の口座に振込（総合振込）を行う事務を当行に委託します。
- (2) 振込指定口座は、当行の本支店および当行が為替契約をしている金融機関の国内本支店の普通預金、貯蓄預金および当座預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。
- (3) 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (4) 本サービスにより総合振込を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時まで、別途、当該依頼データと取引内容（振込指定日・件数・金額等）の照合を行うための当行所定のデータ（以下「照合データ」といいます。）を送信または「データ伝送送信依頼書」を当行にファクシミリで送信し取引依頼の承認を行うものとします。
- (5) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。
また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。
- (6) 契約者が3.(4)に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、6.に規定する「組戻」により取扱うものとします。
- (7) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、振込指定日に振込手続を行います。
- (8) 契約口座は、「しみずデータ伝送サービス利用申込書(AnserDATAPORT 方式用)」により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (9) 契約口座からの振込資金の引落しに当たっては、当行の普通預金規定、当座預金規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (10) 契約者は、振込指定日の前営業日までに振込資金を「しみずデータ伝送サービス利用申込書(AnserDATAPORT 方式用)」により届け出た契約口座に準備し、当行は振込指定日当日の当行所定の時間に引落します。なお、振込資金の引落としができない場合、総合振込の取扱いができない場合があります。
- (11) 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。
- (12) 振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該振込資金を「契約口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

4. 給与振込・賞与振込の取扱い

- (1) 契約者は、本サービスを利用して、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます。）に支給する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます。）を受給者が指定する口座に振込（給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます。））を行う事務を当行に委託します。
- (2) 振込指定口座は、当行の本支店および当行が給与振込等の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「提携金融機関」といいます。）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。
- (3) 前項の振込指定口座は、契約者があらかじめ当行および提携金融機関で事前の口座確認を行うものとします。
- (4) 振込指定日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (5) 本サービスにより給与振込等を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時まで、別途、照合データを当行に送信または「データ伝送送信依頼書」を当行にフ



ファクシミリで送信し取引依頼の承認を行うものとします。

- (6) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。

また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。

- (7) 契約者が4.(5)に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は6.に規定する「組戻」により取扱うものとします。
- (8) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、振込指定日に振込手続きを行います。
- (9) 契約口座は、「しみずデータ伝送サービス利用申込書(AnserDATAPORT方式用)」により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (10) 契約口座からの振込資金の引落しに当たっては、当行の普通預金規定、当座預金規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (11) 契約者は、振込指定日の2営業日前までに振込資金を「しみずデータ伝送サービス利用申込書(AnserDATAPORT方式用)」により届け出た契約口座に準備し、当行は当行所定の日時に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、給与振込等の取扱いができない場合があります。
- (12) 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時とします。
- (13) 振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当該振込資金を「契約口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

5. 口座振替の取扱い

- (1) 口座振替は、次の各号に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した預金口座振替に関する契約書（以下「契約書」といいます。）によるものとします。

ただし、この規定と当該契約書に異なる定めがある場合には、別段の定めがある場合を除き、この規定が優先するものとします。

- ①契約者は、本サービスを利用した預金口座振替による収納事務を当行に委託します。
- ②口座振替の引落先として指定できる口座は、当行の本支店の普通預金または当座預金とします。
- ③振替日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- ④本サービスにより口座振替の請求を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時まで、別途、照合データを当行に送信または「データ伝送送信依頼書」を当行にファクシミリで送信し取引依頼の承認を行うものとします。
- ⑤契約者が前項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。

6. 組戻・訂正

- (1) 振込の組戻、訂正の依頼にあたっては、契約口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。
- (2) 当行は契約者からの依頼内容に基づき、組戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。組戻された資金は契約口座に入金します。
- (3) 6.(1)の場合において、振込資金が入金済の場合等、組戻または訂正ができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。
- (4) 組戻・訂正の取扱いを行った場合は、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

7. 手数料



清水銀行

- (1) 本サービスの利用にあたり、契約者は別にお知らせした当行所定の月額手数料を翌月7日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に支払うものとします。月額手数料は、月間の契約日数にかかわらず1か月分を全額申し受けます。
- (2) 契約者は、本サービスより1.(2)の各号に規定する取引の依頼をした場合は、別にお知らせした当行所定の振込手数料または取扱手数料を支払うものとします。
- ただし、口座振替の依頼をした場合は、契約書に定める金額・方法にて支払うものとします。
- (3) 7.(1)(2)に規定する手数料は、契約口座（別途契約者が「しみずデータ伝送サービス利用申込書(AnserDATAPORT方式用)」にてあらかじめ届け出た手数料引落口座がある場合は当該口座）から引落しするものとし、その引落しにあたっては、当行の普通預金規定、当座預金規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (4) 当行は、7.(1)(2)の手数料を変更することができるものとします。本サービスに係わる手数料を新設・変更する際は、その都度、当行ホームページ、店頭またはダイレクトメール等、当行の定める方法により契約者へ告知します。

8. 免責事項

- (1) 次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延・不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ① 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合。
 - ② 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等、その他やむを得ない事由があった場合。
 - ③ 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏えいした場合。
 - ④ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合。

9. 届出事項の変更

パスワード等、指定口座および「Connecure」のIPアドレス等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法により直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 解約

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に解約の通知が住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 契約者が次の各号の一つでも該当したときは、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 支払停止または破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - ② 電子交換所またはでんさいネットの取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
 - ④ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
 - ⑤ 契約者が本利用規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (4) 契約者が次の各号の一つにでも該当し、当行が本サービスを継続することが不適切であると判断した場合には、契約者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。



なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合には、その損害額をお支払いいただきます。

- ① 契約者がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為

1 1. 規定の変更

- (1) 本規定の内容および利用方法等は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

1 2. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定等により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されます。なお、各規定は必要に応じて当行ホームページにて確認ください。

1 3. 契約期間

本サービスの当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

1 4. 譲渡、質入れ等の禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れをすることはできません。

1 5. 機密保持

契約者および当行は、本サービスの利用に伴い知り得た相手方の情報について、本利用規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないものとします。これは本サービスの解約後も効力を有するものとします。

1 6. 準拠法・合意管轄

本サービスの契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

2026 年 6 月 1 日現在